「職業安定行政関係システム（仮称）安定所内公開機能通信回線及び通信機器等一式　調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

平成２１年６月
厚生労働省職業安定局

標記について、意見招請を行ったところ、以下のようなご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方については、次のとおりです。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
1	2-5	第２　調達の概要	５．　（２）　イ．　期間	全般	以下の追加をご提案します。 「導入前に機器ﾒｰｶよりEOS(販売終了)が通知された場合、終了期間はこの限りではない。」	導入期間が受注決定後3ヵ年以上3分割という長期に渡るため、その導入期間中にEOS(販売終了)を通知する可能性があります。機器ベンダによっては、通知後5年間の保守しか受け付けないため機種変更を迫られる可能性があるためそのリスクを回避することが望ましいと考えます。	業務要件のため原案のとおりとします。
2	2-6	第２　調達の概要	５．　（４）　納入期限	「データセンタに設置する通信機器一式」、「データセンタに設置する通信機器に関する納入物」、及び「データセンタへの導入作業に関する納入物」については、平成21 年10 月16 日までに納入すること。	納期について緩和されたい。	開札から納入までの期間が短く、現実的に本要件を満たすことが不可能と考えられるため。	総合テスト実施に必要な要件であるため原案のとおりとします。
3	3-2	第３　情報システムの要件	１．　情報・データ要件	表　３－１　データ概要 利用数20000台が30分間で1)～2)の操作を3回、3)の操作を1回行う。	別紙3 導入拠点一覧において、本調達の接続端末台数は20,145台と記されております。このうちの20,000台が動作をするという計算になり、一般的な端末の稼動に比べると乖離があると考えます。 帯域使用量の計算について再考をお願いします。	帯域使用量の前提条件によりコストが異なるため。	業務要件のため原案のとおりとします。
4	3-2	第３　情報システムの要件	１．　情報・データ要件	表　３－１　データ概要 利用数20000台が30分間で1)～2)の操作を3回、3)の操作を1回行う。	前提条件を修正されたい。	別紙3 導入拠点一覧において本調達の接続端末台数は20,145台となっており、このうちの20,000台が動作をするという計算が一般的な端末の稼動に比べ乖離があると考えられるため。	業務要件のため原案のとおりとします。
5	4-2	第４　規模・性能要件	２．　（１）　インターネット接続サービス（データセンタ）	インターネット接続サービス（データセンタ）のアクセス回線は光ファイバとし、インターフェース速度は10Gbps、実行速度は3.6Gbps以上とすること。	8月末の業者決定後、10Gbpsの光回線敷設は困難です。 11月は試験運用と理解しておりますので、1Gbpsでの提供後、22年1月から10Gbpsサービスを提供するような内容に変更いただきたい。	―	ご意見を踏まえ、納期及び実効速度の仕様を見直します。 なお、本調達におけるインターネット接続サービス（データセンタ）の利用期間は平成22年9月30日までとし、平成22年10月以降に利用するインターネット接続サービス（データセンタ）については別途調達とします。
6	4-2	第４ 規模・性能要件	２．　（１）　インターネット接続サービス（データセンタ）	記述なし	データセンタ内に設置される機器にグローバルアドレスが必要と認識しています。インターネット接続サービス（データセンタ）にてあわせて提供すべきグローバルアドレス数を明記願います。	提供するグローバルアドレス数によりコストが異なるため。	ご意見を踏まえ、グローバルアドレス数を明記します。
7	4-2	第４　規模・性能要件	２．　（１）　インターネット接続サービス（データセンタ）	記載なし	以下の追加をご提案します。 「ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀ ｱｸｾｽ回線は異なるｷｬﾘｱｻｰﾋﾞｽを選択し、冗長機能を高める。(異経路、異局収容、ﾏﾙﾁｷｬﾘｱとする）」	ｻｰﾋﾞｽﾚﾍﾞﾙ向上のため	過剰な要件となるため、原案のとおりとします。
8	4-2	第４ 規模・性能要件	２．　（２）　インターネット接続サービス（現地ノード）	光ファイバのインターフェイスは100Mbps以上、実行速度は拠点ごとに端末１台あたり0.5Mbps以上となる速度とすること。	光ファイバのインターフェイス速度は最高速度を100Mbpsとしたベストエフォート回線であること。	インターネットにおける回線速度はベストエフォートが基本であるため実行速度を設定することは現実的ではありません。	端末1台あたり0.5Mbpsを下回るグレードの回線では業務に支障があるため、原案のとおりとします。
9	4-2	第４　規模・性能要件	２．　（２）　インターネット接続サービス（現地ノード）	記載なし	以下の追加をご提案します。 「ｱｸｾｽ回線は複数のｷｬﾘｱより最適なものを選択する。」	回線選択の最適性を高めるため	過剰な要件となるため、原案のとおりとします。
10	4-3	第４ 規模・性能要件	３．　（１）　イ．　（ロ）ネットワーク稼働率	表　４－２　ネットワーク稼働率（データセンタ） 目標ネットワーク稼働率(%) 項番1　　99.99%以上	・ネットワーク稼働率の定義は、冗長化構成の「アクセス回線（回線終端装置）のみ」でしょうか。「アクセス回線（回線終端装置）およびインターネット接続サービスも含む」でしょうか。 ・インターネット接続サービスは、一般にベストエフォートサービスであり、稼働率保証は通常無いため、「目標ネットワーク稼働率」そのものの削除を希望します。（または「アクセス回線（回線終端装置）のみ。インターネット接続サービスおよびデータセンタ設置通信機器は除く」との定義の明示を希望します。）	・ネットワーク稼働率の定義・範囲の明確化のため、ならびに、インターネット接続サービスの特性により保証不可能な定義・範囲は望ましくないと考え、質問と修正提案しております。	ご指摘のネットワーク稼働率については、ネットワーク機器の総体としてのネットワーク稼働率であり、アクセス回線及びインターネット接続サービスは含みません。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
11	4-5	第４　規模・性能要件	３．　（３）　イ．　ネットワーク経路の切替方針	同一ネットワーク機器間（Active～Standby 間）のケーブルはリンク集約を行い、冗長化を行うこと。	削除もしくは修正をお願いします。	リンク集約機能に限定するべきではなく、下記構成の場合、障害によるFWの切り替わりがより発生しない安定した構成となります。またFWのActive～Standby間でリンクが集約されておらず、回線断が発生した場合も、他の回線が2重、3重断の複数障害が発生しない限り、切替わりが発生しないという障害にならない為、非常にレアケースとなります。従いまして、リンク集約機能ついては削除または「リンク集約する等物理回線を冗長化することが望ましい」という条件への修正をお願いします。（L3SW間リンク集約は必須と考えます） 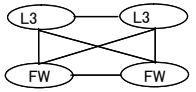 	同一ネットワーク機器間（Active～Standby 間）のケーブルはリンク集約を行い、冗長化を行うことは必須です。 なお、要件としているネットワーク構成よりも優れたネットワーク構成の提案がある場合には、積極的に提案下さい。
12	4-5	第４ 規模・性能要件	３．　（３）　イ．　ネットワーク経路の切替方針	＜本文6行目より＞ また、通信の安定性を最優先に考え、障害復旧後に自動的に経路の切戻しは行わず、業務に影響のない時間帯に手動にて切戻しを行うこと。	・「また、通信の安定性を最優先に考え、障害復旧後に自動的に経路の切戻しは行わず、業務に影響のない時間帯に手動にて切戻しを行うこととする。ただし、納入するサービスまたは機器の仕様・構成等により、止むを得ない場合は自動切戻しを行うことも許容する。」 との修正を希望します。 【質問】 ・「手動切戻し」の場合の切戻し作業実施者は、受注者ではなく、「運用事業者またはお客様」という理解でよろしいでしょうか。	・サービスまたは機器の仕様、構成、冗長化設計によっては、必ずしも手動切戻しが可能とは限らないと考えます。 【質問へのコメント】 ・受注者の監視範囲には通信機器類（ONUまでの回線を除く）は含まれていないとともに、切戻し判断がお客様側によるため、切戻し作業は、受注者ではなく、「運用事業者またはお客様」となると理解しております。	ご意見を踏まえ、やむを得ない場合については影響が生じる時間が短時間の場合に限り、自動切戻しを許容することとします。また、手動切戻しの作業は運用組織が実施します。
13	4-5	第４ 規模・性能要件	３．　（３）　イ．　ネットワーク経路の切替方針	また、通信の安定を最優先に考え、障害復旧後に自動的に経路の切戻しは行わず、業務に影響のない時間帯に手動にて切戻しを行うこと。	インターネット接続サービスを冗長構成とする場合はBGP4によるルーティングを利用するのが一般的です。全体効率を考慮しBGP4を採用した場合、障害の発生箇所により自動切戻しが発生する場合がありますので、自動切戻しの許容をお願いします。	一般的な設計と異なり、コスト効率が悪くなる可能性があるため。	ご意見を踏まえ、やむを得ない場合については影響が生じる時間が短時間の場合に限り、自動切戻しを許容することとします。
14	4-5	第４ 規模・性能要件	３．　（３）　イ．　ネットワーク経路の切替方針	また、通信の安定を最優先に考え、 障害復旧後に自動的に経路の切戻しは行わず、 業務に影響のない時間帯に手動にて切戻しを行うこと。	「障害復旧後の経路の切り戻し作業は、業務への影響が最小となる方法で行なうこと」に変更願いたい。	設定内容、選定機器の仕様によっては、自動切り戻しが通信の安定を最優先にするという観点から最適となる場合があるため。	ご指摘の点については、他の意見を踏まえ、やむを得ない場合については影響が生じる時間が短時間の場合に限り、自動切戻しを許容することとしております。
15	4-12	第４ 規模・性能要件	４．　ロ．	導入時において、ソフトウェアの最新のバージョンアップ情報が公開されている場合、これに対応できるように構築すること。また、最新のバージョンアップは、職業安定局の承認を得た上で、受注者の責任と負担において、対応すること。	「対応」の定義を明記されたい。	P9-5の「（ロ）パッチ及びアップデートプラグラムの適用」とも呼応するが、「対応」の内容によって保守・運用コストの見積もりに影響するため。 原則、回線終端装置等今回の受注者の監視対象以外の機器に関するバージョンアップ作業は運用組織の責任範囲と考えられるため、その旨明記されたい。	「対応」の趣旨は、バージョンアップを実施して構築することです。ご意見を踏まえ、対応の趣旨が明確になるように仕様書を修正します。
16	5-1	第５　情報セキュリティ要件	３．　情報セキュリティ対策	情報セキュリティ対策として、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」に示す対応を実施すること。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」に則り、加えて本システムに必要と思われる具体的な対応策について提案すること。	・『情報セキュリティ対策として、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」について、本システムに必要となる範囲については、対応を実施すること。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」に則り、加えて本システムに必要と思われる具体的な対応策について提案すること。』	・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」は包括的・広範囲な基準ですので、本調達範囲に関する必要な範囲の対応を求めるような記述追加を希望します。	ご意見を踏まえ、情報セキュリティ対策として対応する範囲は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）」及び「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に示す対策のうち、本システムに必要となる範囲とします。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
17	6-4	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３　インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番1　インタフェース 2. 10GBase-SRポートを1ポート以上有すること。	以下のとおり記載変更を提案します。 「10GBase-SRポートを4ポート以上有すること。」	図6-1ネットワーク構成図（データセンタ）では、L3-SWからインターネット回線、安定所内公開FW/VPN、L3-SW間でそれぞれ10Gbpsのポートが必要になると考えます。	10GBase-SRポートは、インターネット回線接続L3スイッチから安定所内公開FW/VPN、インターネット回線接続L3スイッチ間の接続に使用します。そのため10GBase-SRポートの数を３ポート以上に修正します。
18	6-4	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３　インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番1　インタフェース 2. 10GBase-SRポートを1ポート以上有すること。	第６章２（３）ニにて「必要な帯域(3.5Gbps）及びイーサネット技術の汎用性から、10GBase-LR(IEEE-802.3ae)の回線とすること。」と記載されているため、要件に10GBase-LRポートを追加願います。	インターネット接続サービス（データセンタ）と接続できない可能性があるため。	インターネット接続サービスに接続するためのインタフェースは提案者の判断により選定して下さい。 なお、「第６　３．（３）ニ．物理層プロトコル」に記載のとおり、通信回線の物理プロトコルは変更可能です。
19	6-4	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３　インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番1　インタフェース 1. 1000Base-Tポートを24ポート以上有すること。	実際に使用する最低限のポート数に条件を緩和して頂きたい。	図６－１　ネットワーク構成図から判断して24ポートを有する必要性が見受けられず、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。 なお、この要件を緩和した場合でも、「10GBase-SR搭載」「IPv6」「BGP」「SSHv2」「パケットフィルタリング」などの要件により、想定よりも低品質な製品が提案される可能性はないと考えます。	ご意見を踏まえ、ポート数の要件を見直します。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
20	6-4	第６ 情報システム稼働環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番2 性能 1. バックプレーン容量が88Gbps以上であること。	要求機能の見直しをお願いします。	3.6Gbpsの回線を収容する機器に対する容量としてはオーバースペックだと考えます。機器仕様が高スペックのため、コスト増及び提案の自由度減が懸念されます。	ご意見を踏まえ、バックプレーン容量を見直します。
21	6-4	第６ 情報システム稼働環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番2 性能 1. バックプレーン容量が88Gbps以上であること。	この機器に求められる最低限の性能としては、 3.6Gbps×2（全二重換算）×2（本）＝14.4Gbps程度と想定されるため、20Gbps程度に緩和して頂きたい。	図６－１ ネットワーク構成図から、必要ポート数、トラフィック量を想定すると88Gbpsはオーバースペックと思われ、かつ、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。 なお、この要件を緩和した場合でも、「10GBase-SR搭載」「IPv6」「BGP」「SSHv2」「パケットフィルタリング」などの要件により、想定よりも低品質な製品が提案される可能性はないと考えます。	ご意見を踏まえ、バックプレーン容量を見直します。
22	6-4	第６ 情報システム稼働環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番2 性能 2. レイヤ3のフォワーディング性能が65Mpps以上であること。	上記の通り、最低限必要なスループットが14.4Gbpsと想定されるため、パケットフォワーディング性能として11Mpps程度に緩和して頂きたい。	図６－１ ネットワーク構成図から、必要ポート数、トラフィック量を想定すると65Mppsはオーバースペックと思われ、かつ、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。 なお、この要件を緩和した場合でも、「10GBase-SR搭載」「IPv6」「BGP」「SSHv2」「パケットフィルタリング」などの要件により、想定よりも低品質な製品が提案される可能性はないと考えます。	ご意見を踏まえ、フォワーディング性能を見直します。
23	6-4	第６ 情報システム稼働環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番2 性能	インターネット接続の冗長化はBGPを利用するのが一般的であるため、BGPで扱うルート数の要件も明記していただきたい。	前提条件により機器選定に影響があり、納入機器及びコストが異なるため。なお、BGPのルート数の明記が無い場合、実際には動作しない機器が選定されてしまう可能性があるため。	BGPはインターネット接続サービスとの間に使用するものとなるため提案者にてご判断下さい。 なお、仕様書は原案のとおりとします。
24	6-4	第６ 情報システム稼働環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番3 機能 3.ポート単位でのブロードキャスト、マルチキャスト、およびストーム制御機能を提供し、全体のパフォーマンス低下を防止できること。	削除して頂きたい。	本機能はLAN内で使用する機能であり、インターネット接続部分において使用するとは考えられないため。 かつ、この要件により「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。	ご意見のとおり、削除します。
25	6-4	第６ 情報システム稼動環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続Ｌ３ＳＷ ハードウェア詳細 項番3 機能 IPv6に対応していること。	以下の追加をご提案します。 「IPv6 Ready Logo Phase2(Core)を取得済みであること (Logo-ID-:02-C-000182)」	IPv6対応の基準を明確化するため	IPv6に関する要求基準は、入札期間に閲覧資料として開示します。
26	6-4	第６ 情報システム稼動環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続Ｌ３ＳＷ ハードウェア詳細 項番4 セキュリティ SSHv2によりトラフィック暗号化が可能であること。	以下について確認します。 「SSHv2によりトラフィック暗号化が可能であること」で指すトラフィックとは、ネットワーク機器への管理用トラフィック（CLI管理等）との認識で宜しいでしょうか。	機種選定に影響を及ぼすため	ご理解のとおりで問題ありません。
27	6-4 6-5 6-6 6-7	第６ 情報システム稼働環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ （ロ）安定所内公開FW/VPN （ハ）インターネット公開FW ロ. （イ）インターネット回線接続用ルータ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番5 管理 表 ６－４ 安定所内公開FW/VPN ハードウェア詳細 項番6 管理 表 ６－５ インターネット公開FW ハードウェア詳細 項番6 管理 表 ６－６ インターネット回線接続用ルータ ハードウェア詳細 項番6 管理 4.メンテナンス時に、本機に対して、外部認証サーバ(RADIUSサーバ)を利用して認証可能なこと。	以下のとおり記載変更を提案します。 「リモートメンテナンス時に、本機に対して、外部認証サーバ(RADIUSサーバ)を利用して認証可能なこと。」	シリアルポートに接続してメンテナンスを行う際には、外部認証サーバを経由できないため。	ご意見のとおり修正します。
28	6-4	第６ 情報システム稼動環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細 項番5 管理 ネットワーク機器構成管理ソフトウェアを使用して、遠隔から設定情報の参照、更新、パスワードの変更、ソフトウェアアップデートが可能であること。	要件の削除をご提案します。	当該要件を満たす製品は非常に高価であり、投資対効果の観点から再検討頂きたいため。	運用管理上の要件であるため原案のとおりとします。
29	6-4	第６ 情報システム稼動環境	2. （2） イ. （イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３ インターネット回線接続Ｌ３ＳＷ ハードウェア詳細 項番5 管理 記載なし	以下の追加をご提案します。 「機器ﾏﾆｭｱﾙがWeb上に公開されていること」	一般公開していることで他方面から指摘が入るため、品質レベルの高いマニュアルとなっている可能性が高いものと考えます。そのため、左記追加することによりｻｰﾋﾞｽ品質の向上が期待できます。	過剰な要件となるため、原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
30	6-4	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（イ）インターネット回線接続L3スイッチ	表 ６－３　インターネット回線接続L3スイッチ ハードウェア詳細	電源の項目の追加と、「冗長電源構成が可能であること」を追記願いたい。	他の機器で本要件が含まれており、かつ、ページ４－４表４－４に記載のある冗長化構成内容一覧との整合性を保つため。	ご意見のとおり修正します。
31	6-5	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN ハードウェア詳細 項番2　インタフェース 2.10GBase-SRポートを2ポート以上有すること。	以下のとおり記載変更を提案します。 「10GBase-SRポートを4ポート以上有すること。」	図6-1ネットワーク構成図（データセンタ）では、当該装置からL3-SW、公開コアL3スイッチ、FW/VPN装置間でそれぞれ10Gbpsのポートが必要になると考えます。	ご意見のとおり修正します。
32	6-5	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN ハードウェア詳細 項番3　性能 2. 最大VPNスループットが4Gbps以上であること。	削除もしくは修正をお願いします。	ページ4-2、2.性能要件(1)インターネット接続サービス(データセンタ)に記載されている通り、よりよいネットワーク構成の提案を可能にする為、必ずしもFWとVPN機能を同一機器にする必要性はないと考えています。VPN機能をFWから切り出した提案が可能になるよう、削除もしくは別機器で対応可とする修正をお願いします。	提案可能な内容として、機器構成の変更も含みます。 そのため、ご意見の点については原案のとおりとします。 なお、提案可能な内容を明確にするため、仕様書を修正します。
33	6-5	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN ハードウェア詳細 項番3　性能 3. 同時VPNトンネル数が25,000以上サポートすること。	削除もしくは修正をお願いします。	ページ4-2、2.性能要件(1)インターネット接続サービス(データセンタ)に記載されている通り、よりよいネットワーク構成の提案を可能にする為、必ずしもFWとVPN機能を同一機器にする必要性はないと考えています。VPN機能をFWから切り出した提案が可能になるよう、削除もしくは別機器で対応可とする修正をお願いします。	VPNトンネル数については、他の意見を踏まえ見直します。 また、提案可能な内容として、機器構成の変更も含みます。 なお、提案可能な内容を明確にするため、仕様書を修正します。
34	6-5	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN ハードウェア詳細 項番3　性能 3. 同時VPNトンネル数が25,000以上サポートすること。	要求機能の見直しをお願いします。	拠点数に対しての要求仕様としてはオーバースペックだと考えます。拠点数約1000との仕様ですので、見直しをしていただく必要があると考えます。機器仕様が高スペックのため、コスト増及び提案の自由度減が懸念されます。	ご意見を踏まえ、同時VPNトンネル数を見直します。
35	6-5	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN ハードウェア詳細 項番3　性能 2. 同時VPNトンネル数が25000以上サポートすること。	第６章２（３）ロにて「同時VPNトンネル数が25000以上サポートすること。」とございますが、「同時VPNトンネル数が2000以上サポートすること。」に変更して頂きたい。	917拠点に対して実際に使用すると想定されるトンネル数は、拠点数の増減を最大限考慮したとしても2000程度であるため。また、この要件により特定の機器に限定され、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。	ご意見を踏まえ、同時VPNトンネル数を見直します。
36	6-5	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN　ハードウェア詳細 項番6　管理 ネットワーク機器構成管理ソフトウェアを使用して、遠隔から設定情報の参照、更新、パスワードの変更、ソフトウェアアップデートが可能であること。	要件の削除をご提案します。	当該要件を満たす製品は非常に高価であり、投資対効果の観点から再検討頂きたいため。	ご意見のとおり削除します。
37	6-5	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　イ．　（ロ）安定所内公開FW/VPN	表 ６－４　安定所内公開FW/VPN　ハードウェア詳細 記載なし	以下の要件の追加をご提案します。 「職業紹介サブシステムサーバ等一式で調達されるファイヤーウォール管理サーバでの管理が可能であること。」 もしくは、以下機器の追加をご提案します。 「ファイヤーウォール管理サーバ」	当該機器は、「職業安定行政関係システム（仮称）職業紹介サブシステムサーバ等一式」で別途調達される「ファイヤーウォール管理サーバ」による管理が可能な製品である必要があると考えられるため。 この観点から、ファイヤーウォール管理サーバで管理可能である旨の要件を追加すること、もしくは、ファイヤーウォール本体及びファイヤーウォール管理サーバを併せて導入することが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、ファイヤウォール管理サーバを追加します。
38	6-6	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番3　性能 2. Web公開サービスごと（10クラス）の帯域確保が可能であること。	（10クラス）の表記を削除して頂くか、「n種類のWeb公開サービスごとに」という表記に変更して頂きたい。 また、本仕様書には具体的な帯域制御に関する要件の記載がありませんので、具体的に対象となるWeb公開サービス数や帯域制御の方式について記載をして頂きたい。	「10クラス」という表記だけでは具体的に提供すべきサービス内容が不明確であり、このままの要件では帯域制御機能を有する製品に限定され、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。なお、具体的に対象となるWeb公開サービス数や帯域制御の方式によっては、表記の変更をした場合でも、同等の機能を提供できると考えます。	帯域制御機能として求める機能については、入札期間中に閲覧資料として開示します。またその趣旨を仕様書に追記します。
39	6-6	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番4　機能 5. 帯域制御のクラスを10クラス以上制御すること。	「n種類のWeb公開サービスごとに帯域制御が可能なこと。」という表記に変更して頂きたい。 また、本仕様書には具体的な帯域制御に関する要件の記載がありませんので、具体的に対象となるWeb公開サービス数や帯域制御の方式について記載をして頂きたい。	「10クラス」という表記だけでは具体的に提供すべきサービス内容が不明確であり、このままの要件では帯域制御機能を有する製品に限定され、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。なお、具体的に対象となるWeb公開サービス数や帯域制御の方式によっては、表記の変更をした場合でも、同等の機能を提供できると考えます。	帯域制御機能として求める機能については、入札期間中に閲覧資料として開示します。またその趣旨を仕様書に追記します。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
40	6-6	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番4　機能 7.SSLアクセラレータ機能を有すること。	削除して頂きたい。	SSLの通信は図６－１　ネットワーク構成図に描かれている「7.負荷分散/SSLアクセラレータ」で終端されると見受けられ、本機器にはSSLアクセラレータの要件は不要と考えられるため。また、ネットワーク構成から推測してインターネット公開用FWにてSSL通信を終端するのであれば、SSL-VPNを使う場合以外に用途が考えられないため。 なお、SSLアクセラレータ機能が必須の場合は、具体的な用途と必要な処理能力（TPS）を記載して頂きたい。	ご意見のとおり、削除します。
41	6-6	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番4　機能 8. HTTP のURI かHTTP ヘッダによる帯域制御が可能であること。	削除をお願いします。	HTTP のURI かHTTP ヘッダによる帯域制御を必須要件としている理由をお教えください。昨今、帯域制御を設定できるFWは増えてきておりますが、性能面や機能分割の観点からQoS設定は依然FW以外のデバイスで設定するケースが一般的だと考えられます。またFWのベースとなるパケットフィルタリングやインスペクション機能ついて細かな仕様は書かれておりませんが、一般的ではないURIやHTTPヘッダの帯域制御の記述は特定ベンダの1社入札の可能性もある為、削除をお願いします。	提案可能な内容として、機器構成の変更も含みます。そのため、ご意見の点については原案のとおりとします。 なお、提案可能な内容を明確にするため、仕様書を修正します。
42	6-6	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番4　機能 8. HTTPのURLかHTTPヘッダーによる帯域制御が可能である。	「Web公開サービスごとに」帯域制御するにあたって使う機能と想定しますが、本仕様書には具体的な帯域制御に関する要件の記載がありませんので、具体的に対象となるWeb公開サービス数や帯域制御の方式について記載をして頂きたい。また、IPアドレスベースによる帯域制御ではご希望のサービスが実現できない理由をご教示下さい。	この要件は明らかに帯域制御機能を有する製品が必要となります。また、同一筐体で実現する必要があれば、特定の機器に限定され、「提案可能範囲」における提案の自由度が狭められるため。なお、具体的に対象となるWeb公開サービス数や帯域制御の方式によっては、表記の変更をした場合でも、同等の機能を提供できると考えます。	帯域制御機能として求める機能については、入札期間中に閲覧資料として開示します。またその趣旨を仕様書に追記します。
43	6-6	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開ＦＷ　ハードウェア詳細 項番4　機能 5. 帯域制御のクラスを10クラス以上制御できること。 7. SSLアクセラレータ機能を有すること。 8. HTTPのURIかHTTPヘッダによる帯域制御が可能であること。	左記要件の項目削除頂きたいと考えます	FWとしての機能では無いため、一般的なFW機能ではないため、特定の機種に限定されるため	ご意見の点については必須の要件のため、原案のとおりとします。 なお、機器構成を変更しての提案も可能としているため、特定の機種に限定する要件であるとは考えておりません。また、提案可能な内容を明確にするため、仕様書を修正します。
44	6-6	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番5　セキュリティ 記載なし	以下の要件の追加をご提案します。 「職業紹介サブシステムサーバ等一式で調達されるデータセンタ接続ファイヤーウォールと異なるアーキテクチャであること。」	データセンタ接続（内部）、インターネット公開（外部）におけるアーキテクチャを互いに異なるものとすることにより、高いセキュリティを確保することが可能となるため。	ご意見のとおり修正します。なお、本調達の公示時点では職業紹介サブシステムサーバ等一式は調達中であるため、データセンタ接続ファイヤーウォールの製品名は落札者の決定後に開示することとします。
45	6-6	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 記載なし	以下の要件の追加をご提案します。 「職業紹介サブシステムサーバ等一式で調達されるファイヤーウォール管理サーバでの管理が可能であること。」 もしくは、以下機器の追加をご提案します。 「ファイヤーウォール管理サーバ」	当該機器は、「職業安定行政関係システム（仮称）職業紹介サブシステムサーバ等一式」で別途調達される「ファイヤーウォール管理サーバ」による管理が可能な製品である必要があると考えられるため。 この観点から、ファイヤーウォール管理サーバで管理可能である旨の要件を追加すること、もしくは、ファイヤーウォール本体及びファイヤーウォール管理サーバを併せて導入することが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、ファイヤウォール管理サーバを追加します。
46	6-6	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 項番6　管理 ネットワーク機器構成管理ソフトウェアを使用して、遠隔から設定情報の参照、更新、パスワードの変更、ソフトウェアアップデートが可能であること。	要件の削除をご提案します。	当該要件を満たす製品が市場に存在しないため。	ご意見のとおり、削除します。
47	6-6	第６ 情報システム稼働環境	２．　（２）　イ．　（ハ）インターネット公開FW	表 ６－５　インターネット公開FW　ハードウェア詳細 記述なし	NAT機能は利用しないとの認識でよいでしょうか。	機能の有無により機器要件が異なるため。	NAT機能は利用するため、その趣旨を仕様書に追記します。
48	6-7	第６　情報システム稼動環境	２．　（２）　ロ．　（イ）インターネット回線接続用ルータ	表 ６－６　インターネット回線接続用ルータ　ハードウェア詳細 項番6　管理 ネットワーク機器構成管理ソフトウェアを使用して、遠隔から設定情報の参照、更新、パスワードの変更、ソフトウェアアップデートが可能であること。	要件の削除をご提案します。	当該要件を満たす製品は非常に高価であり、投資対効果の観点から再検討頂きたいため。 特に、現地ノードに設置する場合、設置拠点数が多いことから、台数に価格が乗じられ、費用が大きく跳ね上がります。	運用管理上の要件であるため原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
49	6-8	第６ 情報システム稼働環境	２．　（３）　ロ．インターネット接続回線に必要な帯域算出方針	必要帯域＝最大使用帯域×1.44（補正係数）÷0.7（回線効率）	補正係数及び回線効率について、再考願います。	この数値の前提によってコストも変動するため。 補正係数・回線効率には様々な考え方がありますが、左記の数値については一般的な値よりも存外多いものと考えます。	業務要件のため原案のとおりとします。
50	6-9	第６ 情報システム稼働環境	２．　（３）　ロ．インターネット接続回線に必要な帯域算出方針	表 ６－７　インターネット回線必要帯域の算出結果 データセンタからインターネットへの帯域 最大帯域　1074.67Mbps 必要帯域　3506.76Mbps	要求帯域について、それぞれインターネット公開機能と安定所内公開機能にて利用される帯域を明記願います。	それぞれの機能ごとの想定帯域情報が無い場合、データセンタ内に設置される機器のスペック決定ができず、コスト算出ができないため。	「第６　２．（３）ハ．インターネット接続回線に必要な帯域算出結果」に記載のとおり、要求帯域の詳細は入札期間中に閲覧資料として開示します。
51	6-9	第６ 情報システム稼働環境	２．　（３）　ロ．インターネット接続回線に必要な帯域算出方針	表 ６－７　インターネット回線必要帯域の算出表 データセンタからインターネットへの帯域 最大帯域　1074.67Mbps 必要帯域　3506.76Mbps	安定所内公開機能及びインターネット公開機能それぞれの要求帯域を明記されたい。	機能ごとにデータセンタ内機器を設定するため、機能ごとの帯域にあわせた機器選定および設計が必要となるため。	「第６　２．（３）ハ．インターネット接続回線に必要な帯域算出結果」に記載のとおり、要求帯域の詳細は入札期間中に閲覧資料として開示します。
52	6-9	第６　情報システム稼動環境	２．　（３）　ロ．インターネット接続回線に必要な帯域算出方針	インターネット回線必要帯域の算出結果・・ 3506.76Mbps	以下について確認します。 「データセンタの副系回線についても同帯域が必要と考えれば良いでしょうか？（縮退運転の可否を明示頂きたいと考えます。）」	帯域によってﾗﾝﾆﾝｸﾞ費用が異なるため	Active-Standbyによる回線冗長化が必要ですので、副系回線の使用時には同帯域が必要になります。
53	6-9	第６　情報システム稼働環境	２．　（４）　ロ．インターネット接続サービス（現地ノード）	インターネット接続サービス（現地ノード）は、IPv4に対応可能であること。	6-7ページ　表6-6　で機器はIPｖ6対応となっていますが、インターネット接続サービスはIPｖ4のみでよろしいのでしょうか？	—	ご理解のとおりで問題ありません。 ネットワーク機器の要件については将来的な拡張も見込んでIPv6対応を求めています。
54	7-2	第７ テスト要件定義	２．　（１）　業務アプリケーション動作確認への支援	「別紙4 導入スケジュール」に記載のとおり、公開機能群の業務アプリケーション動作確認（総合テスト、受入テスト）が平成21年9月から平成22年3月の間で実施されるため、その支援を実施すること。支援内容は以下を想定すること。 > 問合せ対応 > 試験対応支援	「試験対応支援」とは、平成21年10月16日以降に必要であり、それ以前は、「問合せ対応」のみであるという理解で間違いありませんでしょうか。	仕様内容の明確化のため。	ご理解のとおりで問題ありません。 なお、ご意見の趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
55	7-2	第７ テスト要件定義	２． （１） 業務アプリケーション動作確認への支援 （２） 安定所内公開端末導入作業への支援	支援内容は以下を想定すること。 ・ 問合せ対応 ・ 試験対応支援	問合せ対応は回答期限については可能な限り速やかに回答し、試験対応支援はデータセンタ内のみでの対応の認識でよいでしょうか。	前提条件によりコストが異なるため。	問合せ対応の回答期限については、基本的には翌開庁日とします。また、現地にて行う支援作業は基本的にはデータセンタのみとしますが、現地ノードについても、インターネット接続回線等に不具合等が発生した場合には保守対応が必要となることにご留意下さい。
56	8-1	第８　運用要件定義	１．　（１）　インターネット接続サービス、及び回線終端装置の監視	受注者は、本調達におけるインターネット接続サービス、及び回線終端装置の監視を行うこと。	以下、追記をお願いしたい。 ただし、現地ノードに係るインターネット接続サービス及び回線終端装置を除く。	現地ノードに敷設するインターネット接続サービスは専用線ではなく、ベストエフォート型サービスを想定されていると思います。ベストエフォート型サービスではネットワーク及び回線終端装置の死活監視を行っておりませんので、左記の一文を追記ください。	業務要件のため原案のとおりとします。
57	8-1 8-2	第８ 運用要件定義	１．　（１） 図 ８－１　監視範囲（データセンタ） 図 ８－２　監視範囲（現地ノード）	監視として実施する内容としては、インターネット接続サービスの稼働状況の監視及び性能監視、回線終端装置の死活監視を行うこと。	以下のとおり記載変更を提案します。 「監視として実施する内容としては、インターネット接続サービスの稼働状況の監視及び性能監視、回線終端装置に接続された機器（L3-SWまたはルータ）のWAN側インターフェースの死活監視を行うこと」	回線終端装置～インターネット回線接続機器（L3-SWまたはルータ）間ケーブルも監視範囲とすることができるため。	インターネット回線接続機器の死活監視は統合管理・監視にて行うこととしている（運用組織の作業範囲）ため、原案のとおりとします。
58	8-2	第８　運用要件定義	１．　（３）　監視の実施	なお、運用を続けると明らかに障害に至ることがわかっている場合の緊急停止については、職業安定局と別途協議の上、対応を決めることとし、緊急停止中は、稼働率の算出におけるサービス停止時間として扱うものとする。	以下、追記をお願いしたい。 ただし、通信事業者の設備に係る障害については、承認なく復旧作業を行うこととする。	現地に引き込む光回線や回線終端装置は承認をいただいてからの復旧作業で問題ありませんが、通信事業者の設備は他のお客様にも多大な影響を及ぼすため承認なく復旧作業を実施します。	ご意見を踏まえ、通信事業者の設備（回線終端装置を除く）については、運用組織の承認なく保守対応を行うことも可能とします。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
59	8-3	第８　運用要件定義	１．　（４）トラフィック情報の提示	データセンタ及び現地ノードのトラフィック情報をグラフ等によりインターネット経由で閲覧可能な仕組みを有しているか、職業安定局の要請に応じてトラフィック情報を提示できること。	インターネット接続サービス（データセンタ）のトラフィック情報をグラフ等によりインターネット経由で閲覧可能な仕組みを有しているか、職業安定局の要請に応じてトラフィック情報を提示できること。 （現地ノードのトラフィック情報は対象外）	・仕様書案での記載では、通信機器を対象としたトラフィック情報の取得・表示が求められるようにも解釈される可能性がありますが、インターネット接続サービス回線を対象としたトラフィック情報を取得・表示を求めるよう修正を希望します。 ・また、現地ノードのインターネット接続サービスはベストエフォート型を想定されていると思いますので、トラフィック情報を提供できません。よって現地ノードのトラフィック情報は対象外としていただきたい。 ・本調達では通信機器は監視対象外であるとともに、通信機器上のトラフィック情報が必要であれば別途調達の統合運用管理・監視側にて実現することが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、インターネット接続サービスのトラフィック情報が対象であることを仕様書に追記します。 なお、インターネット接続サービス（現地ノード）については対象に含めます。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
60	8-4	第８　運用要件定義	２．　（１）　イ．　（ロ）	データセンタは受注者の導入作業開始前に準備されている予定である。	本調達機器を搭載するラック，棚板，マウントネジ等含め準備されている認識でよいでしょうか。	前提条件により納入物及びコストが異なるため。	「第８　２．（１）ニ．（イ）」に記載のとおり、ラックに機器を設置・固定するための部材（棚板、柱、ラックマウント部材）については、受注者が手配し、設置することとしております。
61	8-4 8-5	第８ 運用要件定義	２． （１）　ハ．　（ロ） （２）　ハ．　（ロ）	相対湿度　20-80% 相対湿度　15-80%	いずれも「相対湿度 30-80%」への変更を提案いたします。	一般的に利用されている機器の条件であるため。	業務要件のため原案のとおりとします。
62	9-3	第９　保守要件定義	２．　（３）　保守の実施方法について	「第８ １．（１）インターネット接続サービス、及び回線終端装置の監視」に記載のとおり、対処方法について運用組織の承認を得てから実施すること。	以下、追記をお願いしたい。 ただし、通信事業者の設備に係る障害については、承認なく復旧作業を行うこととする。	現地に引き込む光回線や回線終端装置は承認をいただいてからの復旧作業で問題ありませんが、通信事業者の設備は他のお客様にも多大な影響を及ぼすため承認なく復旧作業を実施します。	ご意見を踏まえ、通信事業者の設備（回線終端装置を除く）については、運用組織の承認なく保守対応を行うことも可能とします。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
63	9-3	第９　保守要件定義	２．　（５）　障害窓口の設置	記載なし	以下の追加をご提案します。 「障害受付窓口は、一括で24時間365日受付できる体制とする。また、運用実績が20年以上あることとする。」	ﾐｯｼｮﾝｸﾘﾃｨｶﾙなｼｽﾃﾑであり、ﾕｰｻﾞへのｻｰﾋﾞｽﾚﾍﾞﾙを保つため	過剰な要件となるため、原案のとおりとします。
64	9-5	第９ 保守要件定義	４．　（１）　イ．　（イ）パッチ及び最新アップデートプログラムの取得、適用	受注者は、納入したハードウェア及びソフトウェアの開発元・販売元からサポートを確実に受けられる状態を確保し、パッチ及び最新アップデートプログラムをオンタイム（公開開始から12 時間以内）で取得し、運用組織へ報告すること。	一般的に通信回線の回線終端装置に関しては、パッチ及び最新アップデートプログラムの情報提供が実施されないことが考えられるため、本要件を削除頂きたい。	提供不可能となる可能性が高いため。	ご意見のとおり修正します。
65	9-5	第９　保守要件定義	４．　（１）　イ．　（イ）パッチ及び最新アップデートプログラムの取得、適用	受注者は、納入したハードウェア及びソフトウェアの開発元・販売元からサポートを確実に受けられる状態を確保し、パッチ及び最新アップデートプログラムをオンタイム（公開開始から12時間以内）で取得し、運用組織へ報告すること。なお適用については、受注者が本システムへの影響を評価し、その評価結果を運用組織に報告し、承認を得た上で実施すること。	・本項の削除を希望します。	・「回線終端装置」は、通信キャリアサービス内の機器であり、ハードウェア／ソフトウェア詳細とともに、パッチ／アップデート情報については非公開が原則となっております。このため、本項は削除を希望します。 （どうしても記載するとすれば、「必要に応じて適切な措置を図ること」程度が妥当と考えます）	ご意見のとおり修正します。
66	9-5	第９　保守要件定義	４．　（１）　ロ．　（イ）パッチ及び最新アップデートプログラムの取得、適用	受注者は、納入したハードウェア及びソフトウェアの開発元・販売元からサポートを確実に受けられる状態を確保し、パッチ及び最新アップデートプログラムをオンタイム（公開開始から12時間以内）で取得し、運用組織へ報告すること。	受注者は、納入したハードウェア及びソフトウェアの開発元・販売元からサポートを確実に受けられる状態を確保し、パッチ及び最新アップデートプログラムを可能な限り速やかに取得し、運用組織へ報告すること。	・ベンダ等の公開からの時間（12時間）を遵守することは、休祝日・夜間を含めて考えると非常に困難であるため、「速やかに」という旨への記述修正を希望します。	業務要件のため原案のとおりとします。
67	9-5	第９ 保守要件定義	４．　（１）　ロ．　（ロ）パッチ及び最新アップデートプログラムの適用	パッチ及び最新アップデートプログラムの適用作業は、基本的には運用組織が行うが、運用組織がパッチ及び最新アップデートプログラムの適用を行うことが困難な場合は、運用組織の判断により、受注者にパッチ及び最新アップデートプログラムの適用作業を依頼する場合がある。	運用組織による判断とは、どのようなケースを想定しているか具体的且つ明確に定義をお願いします。 また、作業実施の依頼を受ける回数についても明記をお願いします。	現状の定義では作業範囲及び影響が不明確であり、コスト算出が難しいため。 また、明確な定義ができない場合は、本来業務として運用組織が実施すべきと考えます。	受注者にパッチ及び最新アップデートプログラムの適用作業を依頼する場合は、ネットワーク機器構成管理ソフトウェアでの適用作業ができない場合になります。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
68	9-5	第９ 保守要件定義	４．　（１）　ロ．　（ロ）パッチ及び最新アップデートプログラムの適用	パッチ及び最新アップデートプログラムの適用作業は、基本的には運用組織が行うが、運用組織がパッチ及び最新アップデートプログラムの適用を行うことが困難な場合は、運用組織の判断により、受注者にパッチ及び最新アップデートプログラムの適用作業を依頼する場合がある。	運用組織が作業できない場合とは具体的にどのような場合か具体的に明記されたい。 また、適用作業自体は基本的に運用組織の責任範囲とすべきであるため、本要件を削除して頂きたい。	本件の受注者は、各拠点に設置した機器をリモートから管理する設備を有しないため、運用組織の責任範囲とすべきと考えられるため。	受注者にパッチ及び最新アップデートプログラムの適用作業を依頼する場合は、ネットワーク機器構成管理ソフトウェアでの適用作業ができない場合であり、その際の適用作業は受注者に保守対応として対応頂くことが要件となります。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
69	9-6	第９ 保守要件定義	４．　（２）　ハ．　（イ）データセンタ	ハードウェア及びソフトウェアのオンサイト対応は、以下の起点の時刻から30 分以内に駆けつけることが可能であること。	データセンタが設置される場所の範囲を明記されたい。	データセンタの場所によっては、30分の駆け付けが不可能であり、特定の業者以外が本要件を満たすことができないと思われるため。	データセンタの所在地（概略）については、別紙に追記します。
70	9-6	第９　保守要件定義	４．　（２）　ハ．　（イ）データセンタ	30分以内で駆けつけが可能であることを保守拠点の所在地等により証明すること。	以下の修正をご提案します。 「2時間以内で駆けつけが可能であることを保守拠点の所在地等により証明すること」と修正頂きたい。	駆け付け30分以内となると保守ﾍﾞﾝﾀﾞが特定されることと推測されます。回線を冗長化しているため、30分以内に駆けつけなくとも通信としては成立しておりますので、駆けつけ時間の延長については妥当と考えます。ご検討のほど御願いします。	業務要件のため原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
71	9-6	第９　保守要件定義	４．　（２）　ハ．　（イ）データセンタ	ハードウェアおよびソフトウェアのオンサイト対応は、以下の起点の時刻から30分以内に駆けつけることが可能であること。 　・回線終端装置に関する障害については、障害が発生してから	ハードウェアおよびソフトウェアのオンサイト対応は、2時間以内に駆けつけることを基準とするSLA関連項目を設定する。 なお、回線終端装置に関する障害については、SLA対象外とする。	＜SLAに関して＞ ・データセンタは、調達時には場所が不明で、駆けつけ時間証明が困難であるとともに、冗長化構成がとられていることから、「30分以内」というのは保証困難かつ過剰要件ではないかと考えます。現地ノードも住所によっては、（離島・山間部を除いても）「2時間以内」というのは保証困難です。 ・本項に相当するSLA項目の規定が存在しますので、この駆けつけ時間は「絶対的に保証」する要件ではなく、「SLA項目として設定」される要件と理解しておりますので、その旨を表現いただきたいと考えます。 ＜回線終端装置について＞ ルータやL３スイッチと違い、回線終端装置は回線側のサービスです。センター回線においては冗長化しており長時間にわたる通信断は発生しませんので、駆けつけ時間の設定は不要と考えます。	業務要件のため原案のとおりとします。 なお、データセンタの所在地（概略）については、別紙に追記します。
72	9-6	第９　保守要件定義	４．　（２）　ハ．　（ロ）現地ノード	受注者は、以下の起点の時刻から、2時間以内に駆けつけることが可能であること。保守時間が2時間を切った場合は、翌開庁日でも駆けつけを可能とする。 　・回線終端装置に関する障害については、障害が発生してから	受注者は、以下の起点の時刻から、3時間以内に駆けつけることを基準とするSLA項目を設定する。 保守時間が3時間を切った場合は、翌開庁日でも駆けつけを可能とする。 なお、回線終端装置に関する障害については、SLA対処外とする。	＜SLAについて＞ 同上 ＜回線終端装置について＞ 項番７でも記しましたが、現地ノードのベストエフォート型サービスでは、死活監視をしておらず、また仮にお客様からの申告があった場合も時間のお約束をしているものではありません。	業務要件のため原案のとおりとします。
73	9-7	第９ 保守要件定義	４．　（２）　ニ．　（イ）データセンタ	受注者は、障害等発生した時点から4 時間以内に障害の復旧を完了すること。なお、障害等が発生した場合の運用組織から受注者への連絡は、障害等発生時から2 時間以内に行う。	障害等発生した時点から4 時間以の中に、運用組織から受注者への連絡2時間と駆け付け時間30分が含まれる目、現地での作業時間が最短で1.5時間となります。 現地での作業時間を短い時間を指定することをで作業に影響を与える可能性があるため、運用組織から受注者への連絡を30分へと修正願います。	現地での保守作業時間を確保し、確実な復旧作業を行うため。	業務要件のため原案のとおりとします。
74	9-7	第９ 保守要件定義	４．　（３）　定期点検	受注者は、納入した機器について、毎年2 回以上の定期点検を行うこと。（機器環境の点検、稼働状況の点検等）	本要件を削除願います。 なお、運用事業者にて通信機器の監視等を継続的に確認することで本要件を削除しても運用レベルに大きな影響はないと考えます。	ネットワーク機器は定期交換部品等が存在しない機器が多いため、定期点検を実施しても障害発生率を低下させる効果が期待できないと考えます。 また、各拠点で定期点検の際に対応頂く拠点担当職員様の負荷が上がるため、避けるべきと考えます。	業務要件のため原案のとおりとします。
75	9-7	第９　保守要件定義	４．　（３）　定期点検	毎年２回以上の定期点検を行うこと。	毎年１回の定期点検を行うこと。	・年２回以上というのは過剰要件であると考えるため。	業務要件のため原案のとおりとします。
76	9-8	第９ 保守要件定義	４．　（４）　拠点統廃合等に伴う機器移設への対応	なお、機器の移設に関する運輸業者の調達は別案件として実施する予定である。	輸送中の機器の故障について、下記の通りの認識でよろしいでしょうか。 *別途調達される運送業者に保険付きの運送がなされ運送中の故障（故意，過失に関わらず）については本調達の保守業務の範囲外とし、運輸業者もしくは職業安定局との別途契約により機器の保証がなされる。*	輸送中の機器の故障については、公開回線事業者の責任の範囲外であるため。	輸送中の機器の故障については、運輸業者の責任範囲とします。
77	9-9	第９ 保守要件定義	４．　（８）　仕様書・手順書の更新	・データセンタに設置する通信機器に関する「機器仕様書」「取扱説明書」「操作マニュアル」「機器設定手順書」 ・現地ノードに設置する通信機器に関する「機器仕様書」「取扱説明書」「操作マニュアル」「機器設定手順書」	「操作マニュアル」「機器設定手順書」とはどのような内容が記載されたドキュメントを想定されているか、明記願います。	前提条件により納入ドキュメント及びコストが異なるため。	操作マニュアルについては、機器の機能に関する事項及びソフトウェアによる操作について記載したものを想定しております。機器設定手順書については、「第１０　５．（１６）文書化」に記載のとおりです。
78	9-9	第９ 保守要件定義	４．　（８）　仕様書・手順書の更新	・データセンタへの導入作業に関する「ラック搭載図」「接続図」「配線図」「環境定義書（最終版）」「バックアップ（導入完了時点の初期状態）」	「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、データセンタ事業者にて作成されたドキュメントを更新する認識でよろしいでしょうか。	前提条件により納入ドキュメント及びコストが異なるため。	データセンタへの導入作業に関する「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、職業安定局よりテンプレートを提供するので、それを使用して作成することとして下さい。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
79	9-9	第９ 保守要件定義	４．　（８）　仕様書・手順書の更新	・現地ノードへの導入作業に関する「施工図面」「機器設置レイアウト図」「ラック搭載図」「接続図」「配線図」「環境定義書（最終版）」「バックアップ（導入完了時点の初期状態）」	「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、地方LAN事業者にて作成されたドキュメントを更新する認識でよろしいでしょうか。	前提条件により納入ドキュメント及びコストが異なるため。	現地ノードへの導入作業に関する「施工図面」「機器設置レイアウト図」「ラック搭載図」「接続図」「配線図」については、職業安定局より最新の図面を提供するので、それに追記することとして下さい。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
80	10-3	第１０　導入作業の体制及び方法	４．　（５）その他	本書に明示していない事項で、導入時において発生した必要な作業については、職業安定局に提案の上、若しくは職業安定局の指示に基づき、実施すること。	本書に明示していない事項で、導入時において発生した必要な作業については、職業安定局と協議の上で対応実施を検討すること。	・「導入時に発生した必要な作業」として、どのような事項が発生し得るかは予見できませんので、必ずしも受注者側での（受注費用内での）実施は保証しかねるものと考えられるため。	導入作業上、必要となる要件ですので原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
81	10-7	第１０　導入作業の体制及び方法	５．　（１０）　イ.	回線終端装置等の機材はすべて職業安定局より指示するシステムラックに収容すること。	職業安定局様より指示されますシステムラックの大きさ、利用出来るスペース（３Ｕ等）等を開示して下さい。	設置機器等を選定するのに必要な為。	システムラックの詳細（大きさ、利用できるスペース等）については、入札期間中に閲覧資料として開示します。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
82	10-8	第１０　導入作業の体制及び方法	５．　（１２）　機器セットアップ	受注者は、職業安定局が提供する「環境定義書」にしたがい、本調達において納入する機器の設定をおこなうこと。	職業安定局様より提供される「環境定義書」を開示して下さい。	作業時間及び設定の工数等に必要な為。また、費用算出も必要な為。	環境定義書は実施計画作成のタイミングで提示できるものと考えます。また、「第１０　５．（８）キッティングの実施」に記載のとおり、環境定義書の記載内容のうち環境設定を行うべき項目を列挙した様式については入札期間中に別途閲覧資料として開示しますが、具体的な設定内容等については本システムの機密保持のため、受注者が決定した後改めて開示するものとします。 なお、初めに提示する環境定義書には個別のハードウェア、ソフトウェアに依存した定義情報は含めない予定です。個別のハードウェア、ソフトウェアに依存した定義情報の追加は受注者に実施いただくことを想定しています。
83	10-8	第１０　導入作業の体制及び方法	５．　（１３）　地方LAN構成機器のセットアップ	インターネット接続サービス（現地ノード）と接続する地方LANのセグメントの構成機器は、【中略】地方LAN機器の設定を行うこと。	削除願います。	地方LAN機器は、納入業者で設定すべきものと考えます。障害等の責任分解点にあるように設定作業はそれぞれの納入業者で行うことをお勧めします。	導入作業上、必要となる要件ですので原案のとおりとします。
84	10-9	第１０　導入作業の体制及び方法	５．　（１５）　運用組織への機器管理情報の提供	運用組織への機器管理情報の提供	「機器管理情報」の内容を明記されたい。	「機器管理情報」の具体的な内容により、整合性の確認等の工数およびコストが変動する可能性があるため。	ご意見を踏まえ、機器管理情報のフォーマットを別紙に追記します。 なお、その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
85	10-9	第１０　導入作業の体制及び方法	５．　（１６）　文書化	文書化 受注者は、以下の文書の作成を行うこと。 ・ 本調達において納入する機器に関する文書（「機器仕様書」、「取扱説明書」、「操作マニュアル」）	「取扱説明書」、「操作マニュアル」を削除して頂きたい。	「取扱説明書」、「操作マニュアル」については、機器の製造元が作成しているケースが一般的で、必ずしも受注者が責任をもって作成できるものではないため。	業務要件のため原案のとおりとします。受注者で作成できないものについても、製造元にて作成したものを受注者にて入手し、納入頂くことが必要と考えております。
86	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし	インターネット接続サービス（データセンタ）を提供するにあたり、資料閲覧時等のタイミングでデータセンタ事業者が提供する環境の現地調査を許可願います。	インターネット接続サービス（データセンタ）は開札後から提供開始まで猶予が少ないため、全体スケジュールの遅延リスクが懸念されます。開札前に現地調査をすることで開札後速やかに開通作業が行えると考えます。	ご意見を踏まえ、入札期間中にデータセンタの現地見学を開催します。
87	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし	インターネット接続サービス（データセンタ）を提供するにあたり、安定所内公開機能，インターネット公開機能が本格運用が開始するまでの段階的増速を許可願います。 インターネット接続サービス（現地ノード）の導入時期については段階的なものとされており、初期段階から最終的な回線速度を必要としないと想定されます。	インターネット接続サービス（データセンタ）は開札後から提供開始まで猶予が少なく、各時期で必要な帯域を準備することで回線開通の遅延による全体工程の遅延リスクを減少させることができると考えます。 また、必要帯域にあわせた段階的増速を容認することにより、不要な通信コストの削減にもつながります。	ご意見を踏まえ、納期及び実効速度の仕様を見直します。 なお、本調達におけるインターネット接続サービス（データセンタ）の利用期間は平成22年9月30日までとし、平成22年10月以降に利用するインターネット接続サービス（データセンタ）については別途調達とします。
88	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし	インターネット接続サービス（データセンタ）の帯域について、当初必要帯域からの計画的な増速へ変更頂きたい。	3.6Gbpsのインターネット接続サービス（データセンタ）の納期については一般的には最低6ヶ月以上と認識しており、圧倒的に足りない状態となっているため。 このままの仕様となると、回線敷設が間に合わない可能性があるため、当初の帯域を落とすなどの現実的な変更が必要となるため。	ご意見を踏まえ、納期及び実効速度の仕様を見直します。 なお、本調達におけるインターネット接続サービス（データセンタ）の利用期間は平成22年9月30日までとし、平成22年10月以降に利用するインターネット接続サービス（データセンタ）については別途調達とします。
89	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	以下の追加をご提案します。 「回線名義は、受注者名義とすることも可能とする。」	円滑な保守運用を行うため	直接的な効果が不明であるため原案のとおりとします。
90	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	以下の追加をご提案します。 「回線工事を行う際、別途自営柱・ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙが必要になった際は、発注者にて工事前日までに準備するものとする。」	本調達の責任範囲外にて生じる問題と想定するため	回線工事に必要な部材は受注者が用意すべきと考えますので原案のとおりとします。
91	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	以下の追加をご提案します。 「回線工事を行う際、共架等により納期が延伸する場合、発注者と受注者で協議を行い、再ｽｹｼﾞｭｰﾘﾝｸﾞを行うものとする。」	現地拠点の状況が不明なため、現地調査の結果、再スケジュールの必要に迫られる場合が想定されます。	回線工事に必要な調整は受注者が行うものとしているため、原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
92	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	以下の追加をご提案します。 「回線納期が延伸する場合、職業安定局の事前承諾の上、暫定対策を行い通信できる環境を整えるものとする。」	現地拠点の状況が不明なため、現地調査の結果、再スケジュールの必要に迫られる場合が想定されます。	作業体制等を確保し、納期を遵守することが受注者への要件であるため、原案のとおりとします。 なお、現地ノードの状況については、落札者決定後に地方LAN導入事業者が作成した現地調査報告書を受注者に開示します。
93	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	以下についてご提案します。 「入札公示後、既存ｼｽﾃﾑの設計資料等の閲覧をさせて頂きたくお願いいたします。	既存状況を正確に把握することで適正な費用見積りを行うため	本システムの基本設計書等については、可能な範囲で入札期間中に閲覧資料として開示します。
94	別紙２ 納入物 1,2	－	項番19 項番29	納入物名がバックアップ、納入媒体が電子媒体（DAT）と記載されています。	(DAT)について条件を記載いただけませんでしょうか。	提出形式が不明なため。	ご意見を踏まえ、バックアップの納入媒体は電子媒体（CD-R又はCD-RW、DVD±R又はDVD±RW等）に修正します。 なお、他の意見により安定所内公開FW管理サーバ、インターネット公開FW管理サーバが本調達範囲に追加となっており、これらのサーバのバックアップの納入媒体は電子媒体（DAT〔DAT72〕）とします。
95	別紙２ 納入物 1,2	－	項番19 項番29	納入媒体「電子媒体（DAT）」	電子媒体はCR-R又はCD-RW, DVD±R又はDVD±RWの認識でよろしいでしょうか。	納入媒体を明確にするため。	ご意見を踏まえ、バックアップの納入媒体は電子媒体（CD-R又はCD-RW、DVD±R又はDVD±RW等）に修正します。 なお、他の意見により安定所内公開FW管理サーバ、インターネット公開FW管理サーバが本調達範囲に追加となっており、これらのサーバのバックアップの納入媒体は電子媒体（DAT〔DAT72〕）とします。
96	別紙３　導入拠点一覧	－	端末台数に含まれる「インターネット閲覧端末」	当該端末とは既存インターネット回線に接続されており、同回線経由でアクセスするという前提と考えるものとなりますか、あるいは本調達で導入されるインターネット経由で職業紹介サーバ以外にもアクセスする端末ということになりますでしょうか。	同端末の位置付け・利用方法について明確化をお願いします。	仕様内容の明確化のため。	インターネット閲覧端末は、本調達で導入するインターネット経由で職業紹介サーバ以外にもアクセスする端末です。その趣旨が明確になるよう、別紙１　用語集に追記します。
97	別紙６　SLA項目 12	－	１．　（２）本システムに関するSLA項目	表５　本システムに関するSLA項目 項番24　脆弱性の公表から報告までのリードタイム ・ソフトウェアベンダ等の公表後、第一報を12時間以内	・項目の削除を希望します。	・ベンダ等の公開からの時間（12時間）を遵守することは、休祝日・夜間を含めて考えると非常に困難、かつ過剰要件ではないかと考えるため、SLA項目としては削除を希望します。	業務要件のため原案のとおりとします。
98	別紙６　SLA項目 12	－	１．　（２）本システムに関するSLA項目	表５　本システムに関するSLA項目 項番25　稼働率 ・99.99%以上	・項目削除または「99%以上」を希望します。	・インターネット接続サービスは、一般にベストエフォートサービスであり、稼働率保証は通常無いため、項目削除を希望します。 または、ネットワーク稼働率の対象範囲の明確化と基準値修正（例：「アクセス回線のみに限定したネットワーク稼働率：99%）を希望します。	業務要件のため原案のとおりとします。 なお、稼働率については、ネットワーク機器の総体としての稼働率であり、アクセス回線及びインターネット接続サービスは含みません。その趣旨が明確になるよう仕様書を修正します。
99	別紙６　SLA項目 12	－	１．　（２）本システムに関するSLA項目	表５　本システムに関するSLA項目 項番27　脆弱性の公表から報告までのリードタイム ・ソフトウェアベンダ等の公表後、第一報を12時間以内	・項目の削除を希望します。	・ベンダ等の公開からの時間（12時間）を遵守することは、休祝日・夜間を含めて考えると非常に困難、かつ過剰要件ではないかと考えるため、SLA項目としては削除を希望します。	業務要件のため原案のとおりとします。
100	別紙６　SLA項目 14	－	２．　（３）　SLA達成度合いの指標	A:全SLA項目で達成 B:指定条件を達成できないSLA項目が全体の5%未満 C:指定条件を達成できないSLA項目が全体の5%以上10%未満 D:指定条件を達成できないSLA項目が全体の10%以上	・SLA項目数の定義・総数を明示いただくことを希望します。 ・「別紙6　SLA項目　－　1(2)」にてSLA項目が提示されていますが、年度ごとの評価として対象となるSLA項目の総数は、 “SLA項目種別数×拠点数×月数” のように認識すればよろしいでしょうか？ （それとも、SLA項目種別ごとに、全拠点平均値を使うことなどを想定されていますでしょうか）	・SLA項目の対象定義・項目数を明確化して、提案時に対応について精査するために必要となりますので。	詳細なSLAの項目案については、入札期間中に閲覧資料として開示します。